旭川市日常生活用具給付事業に係る事業者の届出等に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第７７条第１項第６号の規定に基づく日常生活用具の給付を行う事業者の届出等について必要な事項を定めるものとする。

（届出）

第２条　日常生活用具給付事業に係る業務を行おうとする事業者は，事業所ごとに日常生活用具業者届出書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　日常生活用具業者届出書を提出した事業者（以下「日常生活用具業者」という。）が日常生活用具給付事業に係る業務を行うことができる日は，市長が前項の届出を受け付けた日からとする。

３　市長は，前項の届出があった事業所一覧を作成し公表するとともに，不正及び債務不履行等があった場合には，その状況についても公表するものとする。

（変更の届出等）

第３条　日常生活用具業者は，次の各号のいずれかに掲げる事項に変更があったときは，速やかに日常生活用具業者変更届出書（様式第２号）を市長に提出するものとする。

（１）事業者の名称，所在地，連絡先及び代表者名

（２）事業所の名称，所在地，連絡先及び代表者名

（３）取り扱う日常生活用具の種類

２　日常生活用具業者は，日常生活用具給付事業に係る業務を廃止し，休止し，又は再開するときは，日常生活用具業者業務（廃止・休止・再開）届出書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。

（調査等）

第４条　市長は，日常生活用具の給付に関して必要があると認めるときは，日常生活用具業者の業務の実施に関し随時に調査し，報告を求め，又は適正な措置を求めることができる。

（報告等）

第５条　市長は，日常生活用具の給付に関して必要があると認めるときは，日常生活用具の給付を行う者，又はこれらを使用する者若しくはこれらの者であった者に対し，報告又は文書その他の物件の提出若しくは提示を求め，又は関係者に対して質問し，若しくは日常生活用具の給付を行う事業所等に立ち入り，その設備及び帳簿書類その他の物件の検査をすることができる。

２　前項の質問又は検査を行う場合においては，日常生活用具給付事業に係る担当職員はその身分を示す証明書を携帯し，かつ，関係人の請求があるときは，これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は,犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日常生活用具の給付等）

第６条　日常生活用具業者は市長の発行する旭川市日常生活用具給付券の交付を受けた障害者又は障害児の保護者（以下「日常生活用具給付対象障害者等」という。）と日常生活用具の給付について契約を締結した場合は，その仕様に基づき，日常生活用具の給付を行うものとする。

２　日常生活用具業者は，日常生活用具給付対象障害者等に対して懇切丁寧に説明し，差別的取扱いをしてはならない。

（利用者負担額の受領）

第７条　日常生活用具業者は，その提供した日常生活用具について，当該日常生活用具を提供した際に，当該日常生活用具給付対象障害者等から旭川市日常生活用具給付事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第８条に規定する費用（以下「利用者負担額」という。）の支払を受けるものとする。

２　日常生活用具業者は，日常生活用具給付費につき，利用者負担額の支払を受ける際，当該支払をした日常生活用具給付対象障害者等に対し，領収書を交付しなければならない。

（請求及び支払）

第８条　日常生活用具業者が市長に対して日常生活用具給付費を請求する場合には，請求書に旭川市日常生活用具給付券を添えて請求しなければならない。

２　市長は，日常生活用具業者から日常生活用具給付費の適法な請求を受けた日から３０日以内に，実施要綱に定める価格上限額の範囲内で支払うものとする。

第９条　日常生活用具の引渡し後，災害等による毀損，本人の過失による破損，生理的又は病的変化により生じた不適合，目的外使用若しくは取扱不良等のために生じた破損又は不適合を除き，引渡し後９か月以内に生じた破損又は不適合は，日常生活用具業者の負担においてこれを改善するものとする。

ただし，小部品の交換又は修理のうち軽微なものについては，前段の規定にかかわらず，修理後３か月以内に生じた不適合等（上記災害等により免責となる事由を除く。）の場合に適用するものとする。

（不正利得の徴収等）

第１０条　市長は，日常生活用具給付対象障害者等又は日常生活用具業者が，偽りその他の不正の手段によって日常生活用具の給付を受けたとき，又は関係法令等の規定に違反したときは，当該給付に係る費用の全部又は一部の返還を求めるものとする。

（関係帳簿等の保存）

第１１条　日常生活用具業者は，日常生活用具給付対象障害者等と日常生活用具の給付について契約を締結した日から，日常生活用具給付費に係る関係帳簿を５か年間保存するものとする。

（雑則）

第１２条　この要綱に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この要綱は，平成１８年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成２７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，令和７年４月１日から施行する。

様式第１号（第２条関係）

日常生活用具業者届出書

年　　月　　日

（宛先）旭　川　市　長

所　在　地

事業者名称

（電話番号　　）

代表者氏名

旭川市日常生活用具給付事業に係る事業者の届出等に関する要綱第２条第１項に基づき届出ます。

フリガナ				
事業所名称				
フリガナ				
代表者の氏名（事業所）				
事業所の所在地	（〒　　－　　）			
連絡先	電話番号		FAX 番号	
取扱用具	裏面のとおり			

（裏面あり）

様式第２号（第３条関係）

日常生活用具業者変更届出書

年　　月　　日

（宛先）旭　川　市　長

所　在　地

事業者名称

代表者氏名

届出内容の変更があったので，旭川市日常生活用具給付事業に係る事業者の届出等に関する要綱第３条第１項に基づき届出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更日

取扱用具の変更の場合は，裏面に記入してください。

（裏面あり）

様式第1号，様式第2号(裏面)

取扱用具種目一覧表

介護訓練支援用具	特殊寝台	
	特殊マット	
	特殊尿器	
	入浴担架	
	体位変換器	
	移動用リフト	
自立生活支援用具	入浴補助用具	
	便器	
	歩行補助つえ（T字つえ）	
	移動・移乗支援用具	
	頭部保護帽	
	特殊便器	
	自動消火器	
	電磁調理器	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	
	電子式歩行補助具	
	音声ICタグレコーダー	
	聴覚障害者用屋内信号装置	
	簡易着脱性足部保温カバー	
	暗所視支援眼鏡	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	
	ネブライザー	
	電気式たん吸引器	
	酸素ボンベ運搬車	
	視覚障害者用体温計	
	視覚障害者用体重計	
	視覚障害者用血圧計	
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	
	情報・通信支援用具	
	点字ディスプレイ	
	点字器	
	点字タイプライター	
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	
	視覚障害者用読書器	
	視覚障害者用時計	
	聴覚障害者用通信装置（FAX）	
	聴覚障害者用情報受信装置	
	人工喉頭	
	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	
	音声色彩判別・識別装置	
	人工内耳用イヤモールド	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	
	紙おむつ等	
	収尿器	
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	

取扱種目の右欄に〇を記入してください。

様式第３号（第３条関係）

日常生活用具業者業務(廃止・休止・再開)届出書

年　　月　　日

（宛先）　旭　川　市　長

所　在　地

事業者名称

代表者氏名

業務の（廃止・休止・再開）をしたいので，旭川市日常生活用具給付事業に係る事業者の届出等に関する要綱第３条第２項に基づき届出ます。

事業所の名称

事業所の所在地

廃止・休止・再開の年月日　　年　　月　　日

休止の場合は休止期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日

理由